

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	大胡地区 (河原浜、樋越、上大屋、茂木、足軽町、横沢、東金丸、滝窪、堀越、堀下、大胡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 令和6年12月10日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計179.2ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計96.2haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。

・施設園芸農家には後継者がいるが、それ以外は少ない。また、高齢化が進み集落営農法人等もないことから遊休農地の拡大が懸念される。

・中山間地で狭小農地もあり、機械の大型化に伴い耕作が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

畜産農家と耕種農家がお互いに助け合い、農業を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	859.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	772.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和6年12月10日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ・横沢町766番1 591㎡ 他2筆 全2,155㎡ 地図-大胡地区
- ・横沢町769番1 3,583㎡ 地図-大胡地区
- ・横沢町768番1 1,782㎡ 地図-大胡地区
- ・樋越町733番1 2,246㎡ 他1筆 全4,244㎡ 地図-大胡地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画地区座談会や遊休農地対策検討会等を定期的に開催し、農用地の集積化、現状の課題や今後の方針について情報共有をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の農業を担う者が技術指導をするなど、地区外の農業者が参入しやすいようなサポート体制を築く。 ・地域の特性を活かした収益性の高い作物の生産ができる企業体の誘致を促進することで、地元雇用の増加や地域の活性化につなげていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②畜産農家が多数あり、そこで生産される堆肥等を耕種農家に循環させ、水稻、施設及び露地野菜等に活用し、高品質の生産物に取り組んでいく。